

新山協ニュース

発行者 鈴木敏雄

発行所 新潟県山岳協会

〒940 長岡市学校町1-12-23 室賀輝男 TEL 0258-32-0428

山岳遭難（事故）と

リーダーの法的責任

東京アルコウ会
指導教育委員会委員

高見沢 領

リーダーの過失により山岳遭難（事故）が起り、人の生命・身体の損害（死傷）が発生した場合、リーダーの法的責任（刑事責任・民事責任）の成否が問題となります。

(1) 刑事責任についての考察

およそ過失犯罪が成立するには、(1)構成要件該当性

(実行行為・因果関係)、(2)

違法性（違法性阻却事由の有無）、(3)責任（過失・期待可能性）の三要件を充足する事が必要です。(1)、(2)、(3)の要件は、(1)は(2)の、(1)と(2)は(3)の前提要件となりますので、(1)をなく場合、(1)は成立しても(2)を欠く場合は、(1)と(2)は成

立しても(3)を欠く場合は、それぞれ(2)、(3)の判断、(3)の判断を待たず犯罪不成立となります。

刑法上の阻却事由の正当業務行為（§35条）、正当防衛

行為（§36条）、緊急避難（§37条）、に止まらず、社会的相当行為という理由によって違法性が阻却される場合があると考えられています（社会的相当行為論）。例えば、体育

・スポーツ活動の様に社会的に有益な行為であっても、一

面で本質的に危険な行為を含むもの——ボクシング、レス

リング等——は、社会的に許容される程度の範囲内で危険については、この危険に同意して参加している（危険引受又は危険の同意）と考えられ、許された危険の範囲内で一般的に必要とされるルール

の定型が構成要件（刑法の有無）の判断ですが、通常違法（法秩序に反する）な行為の定型が構成要件（刑法の有無）の判断ですが、通常違法（法秩序に反する）な行為が推定されます。しかし違法性の有る行為は違法性の存

在が推定されます。しかし違法性というのは、行為を行ふ

としてより具体的。客観的に

考観して、それが法秩序に違

反するかという判断ですから、

刑法上の阻却事由の正当業務

行為（§35条）、正当防衛

行為（§36条）、緊急避難（§37条）、に止まらず、社会的相

当行為という理由によって違

法性が阻却される場合がある

と考えられています（社会的

相当行為論）。例えば、体育

・スポーツ活動の様に社会的

に有益な行為であっても、一

面で本質的に危険な行為を含

むもの——ボクシング、レス

リング等——は、社会的に許

容される程度の範囲内で危

険については、この危険に同

意して参加している（危険引

受又は危険の同意）と考えら

れ、許された危険の範囲内で

一般的に必要とされるルール

を守って行為する限り、現実

に法益侵害の結果が発生して

も違法性が阻却されると考え

られます（許された危険）。

従つてスポーツとしての登山

の責任の判断では、行為

に対する非難可能性の有無

が問題となり、(a)過失、(b)期

待可能性の存在が必要となり

ます。過失犯については、そ

の非難可能性が認められるの

は、犯罪事実の発生が行為者の不注意（a)過失）にあると

いう理由に依ります。即ち行

為者が法律上の注意義務を遵

守する事によって、事実を認

識・予見して、事実の発生を回避しなければならない（結

果予見義務・結果回避義務）

のに、その注意義務に違反し

て結果を発生させた場合に非

難が可能となるわけです。し

かしながら、第一に具体的な

情のもとに注意そのものを期

待することができない時（不

可抗力）、第二に不注意とい

える場合でも他の行為を期待

する事が、全くできない時、

は期待可能性がないという理

由で、過失責任が否定されま

す（b)期待可能性の理論）。

以上概論として過失犯罪の

成立要件を考えときましたが、

刑法では「過失傷害の罪」と

して、過失致傷罪（§209条）、

過失致死罪（§210条）業務上

過失致死傷罪（§211条前段）、

及び重過失致死傷罪（§211後段）を規定しています。

する危険を含むものでなければならぬとされますから、登山のリーダーも業務者として同条前段の適用が充分考へられると言えます。同条後段の重過失とは、不注意（注意義務違反）の程度が、著しい過失を言い、他の軽過失と区別して、重い法定刑が科せられます。

それでは最近起つた事例を紹介して、リーダーの法的責任の成否を考慮してみたいと思います。事案は、昭和55年11月24日、冬山訓練のため、富士山吉田大沢七合目付近へ入山した東京T会の6人パーティ（リーダー）に、吉田大沢上部より発生した落石が襲い、落石の発見が遅れたため、同パーティのK氏が死亡。事件処理に当つた富士吉田署がSリーダーを刑法211条後段の重過失致死罪の疑いで甲府地検へ書類送検したものですが（結果は不起訴処分）。書類送検理由は(i)昭和55年8月14日死傷者43人を出した吉田大沢の落石事故を事前に知りな

(ii) T会パーティはリーダーを
がら、同じ場所へ入山した事
除き初心者なのに危険な吉田
大沢へ入山させた事、(iii) 五合
目登山口の吉田大沢登山禁止
の警告板を無視した事、(iv) 落
石の見張り要員を置かず安全
への配慮を怠り結果回避のた
めの適切な処置をしなかった
事、の4点を指摘しております
す。都岳連・T会より反論の
上申書が提出され、(i) 冬登山
では落石による遭難例は過去
に見当らず、夏と冬の吉田大
沢を同列に評価できない事、
(ii) 冬山訓練のため初心者を連
れて同沢へ入山する事は特別
な事例でない事、(iii) 都岳連そ
の他に対し、吉田大沢入山禁
止の正式通達はなく、当日入
山した他パーティも見ていない
事、(iv) Sリーダーは、冬富
士の事故の大半を占める滑落事
件を当て、冬登山ではごく稀
な落石にまで注意義務を要求
するのは過大である事、の4
点を主張しました。

(i) Sリーダーは落石に対する安全のための処置——例えば見張りを置くとか、比較的安全な尾根筋で休憩するとか——を怠った事実は有る(1)構成要件該当性の(a)構成要件該当性の(a)実行行為——不作為は存在)。

(ii) しかし今回の落石が夏と同様自然落石か、上部にいた其他パーティの人為落石(その場合は第三者による過失の競合)か、又、どの地点から発生し、どういう経路を辿ってTパーティを襲つたか不明である(1)の(b)因果関係の立証が困難)。

(iii) 許された危険の範囲での行為であるから社会的相当行為の適用で違法性が阻却されると考えられる(2)違法性阻却事由の存在)。

(iv) Sリーダーの過失即ち不注意(注意義務違反)は結果予見・回避義務とも、今回の落石が不可抗力的要素が強い

行為を期待することはできない状況だった（(3)の(b)期待可能性の不存在）。

以上(i)～(v)で考察した通り、Sリーダーの過失行為は外形的事実として認められるが、因果関係以下、その成立を否定すると考えられるので、Sリーダーの刑事責任は否定されるという結論になります。

(2) 民事責任についての考察

民事責任とは、民法§709条以下の不法行為に基づく損害賠償責任を意味します。不法行為が成立するためには、(1)因果関係、(2)損害（実損）の発生、(3)故意・過失、(4)責任能力、(5)違法性阻却事由、を各々検討します。紙面の関係で割愛いたしますが、次の点を注意して頂きたいと思います。

概論があり参考のために記す

があつた。

国体における山岳部門も26回和歌山国体から山岳競技と改称され、27回鹿児島国体で「競技化」が決議された。

北信越五県で福井より一番
遠い新潟の私達のために研修会
を少し早く切りあげていた
だき福井発1時30分青森行で
帰路についた。

ると、本来の山登りと別に考えて、国体選手用として専門に、長期間にわたり選手を育成強化をしていかなければ国体の上位入賞はむずかしい

だつた。

吉、加藤善彦、五十嵐篤雄、
杉原八百樹、鈴木敏雄、小林
兼一郎、斎藤平七、安野正弘、
藤田力夫、山田智子、高橋庄
一、室賀輝男、奥津五郎、田

28回千葉国体、29回茨城国体で競技規則や審判員制度が設

福井の審判研修会に参加して、講師の話を聞いて、国

’82
新
年
会

種目が加えられ、53年の長野国体で競技化が試みられ、55年の栃木国体から、天皇、皇后杯につながる得点種目として、正式山岳競技第1回大会として発足する事になつて、昨年の「びわこ国体」で二回を迎えた訳である。

何かと得点に結びつけなければ。考えると、より強く、よ

会創立35周年目を迎える意義深い年に当り、県下岳人が力

藤島玄、矢田日昇、牧野牧夫

以上

厳正な審査を行うため、公認審判制度が設けられ、日山協指導員で所属岳連会長が推薦し、日山協が主催する山岳競技に関する所定の講習を終了

り早くの方に重点が置かれ、を合せて成年期の山岳協会にして昨年の滋賀国体は苦肉の策とふさわしい、社会に役立つ山してあのような縦走競技の仕方を考えだしたのではなかろ

指導員研修会

冬山登山技術研修会 報告

指導員研修会が、柏崎市谷名の聴衆が参加し、地図、測

ネ山の会の紹介があり、望月

指導員研修会が、柏崎市谷

名の聴衆が参加し、地図、測

したものを、日山協会長が審判員を認定する。と「日山協審判員規程」に記るされてい
る。その一環を担つてこの研修会が催された訳で大変意義ある。

そんな事を考へると國体開催県によつて、規則が少しづつでもええられていくのではなかつと心配させられる。このようく山岳が競技化され、酒の燭も間にあわぬ有様。山副会長の音頭で乾杯のち大宴会に入りました。はるばる会津から運ばれた銘酒も加わり、熱弁の輪が各所に出来、

根、谷根公民館で2月20日18時より、富山県から国土地理院北陸地方測量部、山岡光治講師をお招きして開催された会場には県下各団体から100余

量について、地図の製作、苦労、逸話、人工衛星の活用、苦等分かりやすく講話していた
だいた。翌21日は、米山登頂組と冬山登山技術研修会組と

